令和6年度 普代村障害者就労施設等からの物品等の調達方針

1 趣旨

この方針は、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(平成24年法律第50号。以下「法」という。)」第9条第1項の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を定めるものとする。

2 用語の定義

この方針において使用する用語は、法で使用する用語の例による。

3 適用範囲

この方針は、村の執行機関が行う物品等の調達に適用する。

4 対象となる障害者就労施設等

対象となる障害者就労施設等は、法第2条第2項から第4項までの規定で 定める施設とする。

5 調達の対象品目

- (1)物品
 - ①食料品・飲料
 - ②小物雜貨
 - ③その他の物品
- (2)役務
 - ①印刷
 - ② クリーニング
 - ③その他のサービス

6 調達目標額

昨年度実績を目標とし、それを上回るよう努める。

7 物品等の調達の推進方法

(1)障害者就労施設等が提供可能な物品等の状況収集を行い、調達を推進するため全ての部署に情報を提供する。

(2)障害者就労施設等からの物品等の調達に際しては、地方自治法施行例 (昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定による随意契 約を活用するなど、障害者就労施設等からの物品の調達を積極的に推進 する。

8 調達方針及び調達実績の公表

この調達方針や調達実績については、ホームページ等により方針策定後(又は調達実績集計後)速やかに公表する。

9 調達方針に基づく担当窓口

この調達方針の担当窓口は、住民福祉課とする。